

船員保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届

【手続概要】

この届出は、船員法第1条に規定する船員を雇用し、新たに船員保険および厚生年金保険に加入すべき者が生じた場合に、当該事実があった日から10日以内に船舶所有者が行わなければなりません。

※船員法第1条に規定する船員とは、船員法適用船舶に乗り組む船長、海員、予備船員のことをいいます。

※船員法第1条に規定する船員であっても、船舶所有者との間に使用関係のない者は被保険者とはなりません。この場合の使用関係とは、事実上の使用関係をいい、雇用契約書の有無、報酬の多少は問わず、労務の提供、対価としての報酬の支払いがあれば被保険者となります。

※海員とは、船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支払われる者のことをいいます。

※予備船員とは、適用船舶に乗り組むため雇用されている者で、船内で使用されていない者のことをいいます。

※船員が年金受給者であっても、加入要件を満たしている場合は届出をする必要がありますのでご注意ください。

【添付書類】

原則として必要ありませんが、以下の書類についてはそれぞれの場合に応じ添付してください。

①70歳以上被用者該当届

資格取得する者が70歳以上で過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する場合

②船員保険（職務外疾病部門）適用除外該当届

75歳以上である場合等、後期高齢者医療制度の被保険者に該当している場合

③運転免許証、旅券（有効期限内）、公的機関が発行した資格証明書（顔写真付）

届書に記載された者が海外居住者で、過去に本人確認が完了していない場合

④旅券の身分事項ページに加え、資格外活動許可証印、資格外活動許可書、就労資格証明書のうち、いずれか1つ

届書に記入された者が短期在留外国人で、過去に本人確認が完了していない場合

⑤ローマ字氏名届

届書に記入された者が外国人で、基礎年金番号と個人番号が紐付けされていないまたは番号制度の対象外の場合

⑥報酬月額算定基礎の明細を記載した書類

報酬が歩合によって定められる（報酬の一部が歩合である場合を含む）船員の場合

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

郵送、窓口持参、電子申請

◎ご注意ください！

資格取得届の提出が必要な方について、届出が提出されていないことが後で分かった場合、

- ①遡って資格取得届を提出していただくとともに、
- ②事実が発生したときに遡って保険料をお支払いいただくこととなります。

また、対象となる方が老齢厚生年金の受給者である場合、本人の1か月当たりの年金額と総報酬月額相当額※の合計額に応じて年金額の一部または全部が支給停止になることがあります。この場合、本来支給停止が開始されるべき時点に遡って支払の停止が行われるため、既に支払われた年金を返納していただくこととなりますので、届出漏れがないよう十分ご注意くださいようお願いいたします。

※船舶所有者から支払われる給与および賞与の金額に基づいて決定される額